

## 規約第 15 号「情報管理規約」

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 本規約は、エフコープ生活協同組合（以下、「生協」という）の保有する情報について秘密情報とその取り扱いに関する基本方針を定め、紛失、漏えい、改ざん等を防ぐことを目的とする。また、定款第 87 条に基づき、組合員に情報を開示することを基本として、情報開示請求等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 章 定義

#### (情報資産の定義)

第 2 条 情報管理に関する情報資産は次の各号に分類される。

- (1) 情報資産とは、あらゆる情報のうち生協の役職員が業務上作成、または取得した情報であって、生協が保有しているものをいう。情報資産は、情報システムと情報に分類される。
- (2) 情報システムとは、情報資産のうち、情報の収集、処理、保管を行うための装置および仕組みのことをいう。
- (3) 情報とは、情報資産のうち、文字や映像、音声といった多様な形状で存在するものをいう。本規約ではこの情報の取り扱いについて定める。

#### (情報の定義)

第 3 条 情報は、次の各号の形態に分類される。

- (1) 文字
- (2) 映像
- (3) 画像
- (4) 音声
- (5) 生体情報

#### (秘密強度)

第 4 条 情報は秘密強度を評価し、次の各号の通り、取り扱い範囲を定める。

- (1) 機密情報は、生協内の限られた者が取り扱いを許可される情報をいう。
- (2) 生協外秘情報は、生協内では共有され得るが、一般には公開されない情報をいう。
- (3) 一般公開情報は、不特定多数に公開される情報をいう。

#### (機密情報)

第 5 条 次の各号に該当する情報は、機密情報として扱う。

- (1) 個人情報

個人情報とは、規約第 9 号「個人情報保護に関する規約」に定める情報を指す。

- (2) 生協の機密情報

生協の機密情報とは、次の各号の通り、開示することにより生協または組合員の利益の損失や運営の混乱をきたすもの、また、守秘義務の対象として指定されているものをいう。

- ①ノウハウ、その他技術上の情報で外部に流出することで、競争力の棄損または運営に混乱をきたす可能性がある情報
- ②意思形成過程の情報であって、運営に重大な支障をきたす、または、関係者に混乱を招く可能性がある情報
- ③事業や事務の公正または適正な執行を妨げる可能性がある情報

### (3) 取引先や子会社等の関連団体の機密情報

取引先や子会社等の関連団体の機密情報とは、次の各号の通り、開示することにより、関係団体の利益を損ない、運営に混乱をきたすものをいう。

- ①ノウハウ、その他の技術上の情報で外部に流出することで関連団体が競争力を損ない、運営に混乱をきたす可能性がある情報
- ②営業活動上の情報
- ③信用に関する情報
- ④その他、開示することにより、取引先等の利益を害する可能性がある情報

## 第 3 章 秘密情報の管理

### (秘密情報の管理)

第 6 条 情報のうち、機密情報、生協外秘情報を秘密情報とし、その適切な管理については別途、情報セキュリティに関する規則で定める。

## 第 4 章 情報開示

### (情報開示)

第 7 条 情報開示とは、定款第 87 条の「組合員に対して事業および財務の状況に関する情報を開示するものとする」との規定に基づき、情報を閲覧または視聴に供しもしくは写しを交付することをいう。

### (情報開示請求権者)

第 8 条 生協の組合員は、誰でも情報の開示を請求することができる。

2. 生協の組合員は、開示を受けた情報を生協の健全かつ適正な発展のために使用するものとし、私利私欲を図るために使用してはならない。

### (情報開示基準)

第 9 条 生協が保有する情報のうち、生協外秘情報は組合員に対して開示できるものとする。

2. 情報開示請求の結果開示される生協外秘情報は、開示請求者外秘情報として扱い、開示請求時に明記した範囲を越えて請求者以外への二次開示を行ってはならない。
3. 機密情報は非開示とする。ただし、機密情報のうち、組合員名簿の取り扱いについては、消費生活協同組合法の規定によるものとする。
4. 前項に関わらず、第 5 条第 1 項 (2) 生協の機密情報、および (3) 取引先や子会社等関連団体の機密

情報に該当するものは、組合員の利益に反しない範囲で非開示とするが、非開示とした情報についても、組合員利益を優先し、組合員に知らせるべきと理事会が判断した場合には、速やかに組合員に開示するものとする。

(情報開示の請求手続き)

第 10 条 組合員が情報開示請求をするときは、請求に係る情報を特定するために必要な事項、その他所定の事項を記載した情報開示請求書を提出しなければならない。

2. 前項の請求があったときは、担当部署は情報開示請求者が請求したい情報の特定および当該情報の保管部署との存在確認をしなければならない。
3. 情報開示請求手続きは、別に規則で定める。

(情報開示請求に対する決定・実施)

第 11 条 生協は、情報開示請求があったときは、開示請求に係る情報が機密情報に該当する場合を除き、開示請求者に対し、その情報を開示しなければならない。

2. 生協は、情報開示請求に係る情報の一部に非開示情報が含まれている場合には、請求者に対して、その非開示部分を除いて開示しなければならない。
3. 生協は、開示請求に係る情報の全部または一部を開示するときは、開示請求者にその旨を書面により通知するものとする。
4. 生協は、開示請求に係る情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
5. 請求情報の記載と同一内容が、公表されている出版物、あるいは法律、生協の定款、規約、規則等の定めに基づき、生協の各事業所において既に閲覧に供されている情報に掲載されている場合においては、その事実を回答するか、該当部分のコピーを交付することにより、当該情報の開示に代えることができる。

(費用負担)

第 12 条 生協は、情報の開示を受ける者に対し、情報開示に係る所定の実費を請求することができる。詳細については別途細則で定める。

(不服審査請求)

第 13 条 情報開示の請求をした者は、一部非開示または全部非開示について不服がある場合は、理事長に対し、不服申立てを行うことができる。

2. 非開示決定の理由が情報の不存在である場合には、情報の存在を窺わせるに足る特段の事情が存在し、または情報の不存在が法令その他生協が定める定款、規約、規則等に違反すると考えられるときに限り、それらの理由を付して不服申立てを行うことができる。
3. 理事長は、不服申立てを受領したときは、第 14 条に定める情報開示審査会に対し、不服申立ての審査を諮問し、答申を受けなければならない。
4. 理事長は、前項の答申を受けたときは、速やかにその不服申立てについての決定をし、請求者に通知

しなければならない。

5. 不服申立ての受領、審査、答申、決定の通知の手順は、別に規則で定める。

(情報開示審査会)

第 14 条 生協は、情報開示制度を客観的かつ公正に運用するために、情報開示審査会を設置する。理事長は、この情報開示審査会に次の各号について諮問する。

(1) 請求者からの不服申立てについての審査

(2) 情報開示の制度運営に関する調査

2. 情報開示審査会の組織と運営等については、別途規則で定める。

(総合的情報開示政策)

第 15 条 生協は、本規約に定めるもののほか、情報の開示に関する施策の充実をはからなければならない。

## 第 5 章 附則

(改廃)

第 16 条 本規約の改廃は、総代会において行う。

(施行)

第 17 条 本規約は、2023 年 6 月 27 日より施行する。